

第4号議案

公益社団法人への移行

会員各位にはすでにご承知のとおり、公益法人に関する制度改革が行われ、平成20年12月1日より新しい公益法人3法（法人法、認定法、整備法）が施行されました。新法の施行後は、現在の公益法人はすべて暫定措置である「特例民法法人」となり、地盤工学会も5年以内に公益社団法人か一般社団法人に移行する必要があるため、これまで本会では「公益社団法人」の認定を目指して検討を進めてまいりました。

本学会が積極的に公益社団法人へ向かう場合のメリット・デメリットは平成20年11月号の地盤工学会誌で「公益法人化に向けて：会長からのメッセージ」でも述べたところです。

メリット

- (1) 学問分野、会員の社会的地位向上；社会的信用の維持
- (2) 公益性に基づく、従来の学会活動との整合
- (3) 組織を見直すことによる、学会活性化の機会
- (4) 税務上の優遇措置（公益法人）の享受
- (5) 税務上の優遇措置（寄附者）の享受

デメリット

- (1) 公益認定基準による制約
- (2) 公益認定の取消しを受けた場合のリスク

以上から、メリットがデメリットをはるかに上回り、本学会が公益認定を受け「公益社団法人」になれば、社会的な信用もいっそう高まるであろうと考えられます。

公益社団法人になるための認定手続きや事務作業の煩雑化、規定された公益目的事業比率のしほりなどの法的な制約を理由に、公益社団法人以外に、一般社団法人となる選択肢もあります。しかし、一般社団法人になった場合でも、公益目的支出計画（公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画）に定めた公益実施事業等を着実に実施すること（実施事業等として、他の公益団体等へ寄付してもかまいませんし、「収入が費用を下回る公益的な事業（赤字の公益的な事業）」を赤字額の累積が公益目的財産額に相当する額に達するまで行うこと）が必要であり、かつ、税制優遇措置を受けられないため、当学会に有利ではありません。地盤工学会が行っているほとんどすべての事業は学術の進展に寄与する公益性の高いものです。公益法人化によって得

られるプラスの面を今後の進むべき方向と合わせ、学会の活性化を図りたいと考えています。このように、理事会においても公益社団法人への移行を審議・承認いたしましたので、総会にお諮りいたします。

【参考】

1. 定款 / 制度

定款は、地盤工学会での「日本国憲法」にあたるものであり、日常の活動では直接は意識しませんが、「一体何のために地盤工学会が存在するのか、どのような基本方針で活動するのか、基本的に組織はどうであるのか」などと定めた極めて重要なものです。

公益法人化に際しては、定款を大きく変更する必要があります。その骨子として、以下では第4条（目的）、第5条（事業）を説明いたします。公益法人は、一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49条）別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業（公益目的事業）を行うことを主たる目的としなければなりません。また、定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがあります。そこで、第4条（目的）にあっては、従来の会員向けの記述を一般向けに変更しました。さらに、第5条については、現在の学会事業を中長期ビジョンのもとに整理し、個々の公益性を吟味したうえで項目の記述を大幅に変更しました。

第4、5条以外については、法人は正会員、特別会員を選択できること、代議員には学生会員も候補となりうること、従来の会長、副会長は組織のうえでそれぞれ代表理事、業務執行理事となること大きな変更点です。その他の修正は、内閣府公益認定等委員会が作成した「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内（ガイダンス）」に沿ったものです。

2. 財務 / 会計

創立以来60年にわたって培ってきた当学会の財務 / 会計は、公益法人化に伴う新会計基準に変更していく必要があります。公益法人として、新基準における主たる遵守事項として、以下の3点があります。

- （1）本部・支部会計を一体化した法人としての財務諸表の作成を行うこと。ただし、公益事業比率を50%以上確保することが必要とされている。
- （2）公益目的事業が収支相償であると見込まれること。
- （3）公益目的事業費相当額の1年間分を限度額とする遊休財産額とすること。

(1)に関して、公益事業比率は収入ではなく、事業の実施比率で算出します。事業費(公益事業費+収益事業費)および管理費の合計額の中で、公益目的事業に要する費用が50%以上を確保する必要があります。

また、新会計基準への移行に伴い、本部・支部を統合した法人全体の財務諸表の提出が必要となります。新会計基準では法人全体の財務諸表および附属明細書ならびに財産目録を作成し、会計区分ごとの情報は、貸借対照表および正味財産増減計算書の内訳表として、それぞれに準じた様式で表示するものと整理されました。

(2)に関して、公益法人は、公益目的事業に係わる収入額が、その事業に必要な適正費用を償う額を超えてはならないとされています。この判定は、まず公益目的事業ごとの費用と収入の比較(第1段階)、ついで公益事業全体の収支比較(第2段階)で行われます。ただし、収入が費用を上回っていても、将来の特定事業に繰入する場合や、公益的な資産の購入の資金に繰入する場合には、収支相償の基準を満たすとされています。

(3)に関する遊休財産は、法人の純資産の計上額の内、具体的な用途の決まっていない財産額を示します。この遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないこととされています。これは、仮に法人の収入源が途絶えた場合でも1年程度は公益事業が実施できるように、特段の用途の定めがない財産を保有することを認めているものです。

この他に、公益社団法人は、寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当することから、寄附を行う個人・法人に対しては優遇税制が適用されます。この寄附は、適切に処理することによって、遊休財産算定額から控除されることになり、遊休財産の増加にはならないとされています。

なお、新会計基準は、平成20年12月1日以後開始する事業年度から実施するものとされています。また、公益法人化に伴い、課税対象は収益事業のみとなるために、当学会のように大半が公益事業と想定される場合には、大きな税制優遇を受ける事が可能となり、財務体質の改善にも貢献できると考えています。